

業務委託契約約款

株式会社プロペディア
代表取締役 小野里 大作

株式会社プロペディア（以下「甲」という）と、本業務受託者（以下「乙」という）とは、甲乙間の業務取引（以下「本件業務」という）に関して、下記を適用するものとする。

第1条（目的）

甲および乙は、甲乙間の取引が相互の信頼に基づくものであることを確認し、本契約に定められた各条項を信義に則り、誠実に履行し、公正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条（委託業務の内容）

1. 甲は下記業務（以下本件業務という）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

委託業務内容：WEBサイトのコンテンツ記事制作、WEBサイトの更新作業等

2. 甲が乙に対して委託する業務の分量、数量、回数、文字数などに関しては、甲の裁量により判断されているものとして、一切の保証するものではないことを、乙は予め了承する。

第3条（業務の処理方法）

1. 乙は、甲と協議の上業務内容を打ち合わせし、この内容にそって本件業務を履行する。

2. 乙は、前項の業務内容に定めのない細部の事項については甲の指示・確認を受けることとする。

第4条（著作権の帰属）

乙が甲に提出した成果物の著作権は甲に帰属するものとする。また、乙は著作人格権を一切主張、行使しないものとする。

第5条（委託業務の内容の変更）

甲は、この契約締結後、事情により本件業務の内容を予告なく変更することができる。この場合、委託報酬又は委託期間を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面またはメールによりこれを定める。

第6条（報酬・支払い）

甲は、本件業務に係わる報酬として、次の通り乙に支払うものとする。

1. 報酬額：案件によって異なるため、その都度甲・乙協議して書面またはメールによりこれを定める。なお、甲は支払に際し別途源泉徴収税を控除するものとし、また、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

2. 支払い：月末に集計し、翌月十日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。また、源泉徴収税を差し引いた額が2000円未満の場合、支払は翌月へ繰り越される。ただし、乙が本契約を解除する際はこの限りではない。

第7条（損害賠償）

乙は、その責めに帰すべき事由により、本件業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条（契約内容の変更）

契約内容に変更が生じる場合は、甲は乙に事前連絡をするものとする。

第9条（本契約の解除）

- 1.甲又は乙がこの契約に違背した場合、その相手方はこの契約を解除することができる。
- 2.甲又は乙が正当な事由をもって本件業務の中止を申し入れた場合、甲・乙の協議を経てこの契約を解除することができる。
- 3.二か月以上連絡が取れなくなった場合、契約を解除できる
- 4.その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第10条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする。

第11条（秘密保持）

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第12条（権利の譲渡）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の書面またはメールでの承諾なしに第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第13条（契約書の保管）

乙は、本契約締結の証として本書1通を作成し、記名捺印の上保有する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

第15条(専属的合意管轄裁判所)

本規約について甲乙間に訴訟が生じたときには、その訴額に応じて那覇簡易裁判所または那覇地方裁判所を合意の管轄裁判所とする。

以 上

私は、以上の事項に同意します。

住所: _____

氏名: _____

印